

# 『法律学研究』投稿規程

法律学科ゼミナール委員会

## 1 刊行の趣旨

法律学科ゼミナール委員会は、学部生による法律学に関する優れた論文を公表する機会を設けるため、毎年度2冊の『法律学研究』を刊行し、それぞれ通常号(奇数号)、卒論号(偶数号)とする。

卒論号(偶数号)には、学部4年生の卒業論文の中から優秀な作品を掲載する。

## 2 投稿資格

現在の刊行の趣旨に鑑み、通常号(奇数号)及び卒論号(偶数号)の投稿資格は次のとおりとする。

### (1) 通常号(奇数号)の投稿資格

原則として法律学科のゼミナールに所属する学部3年生または4年生とする(在籍学部・学科は問わない)。なお、法律学科のゼミナールに所属しない法学部法律学科3年生または4年生が投稿を希望する場合は、法律学科ゼミナール委員会に申し出ること。

### (2) 卒論号(偶数号)の投稿資格

原則として法律学科のゼミナールに所属する学部4年生とする(在籍学部・学科は問わない)。なお、法律学科のゼミナールに所属しない法学部法律学科4年生が投稿を希望する場合は、法律学科ゼミナール委員会に申し出ること。

## 3 原稿内容

法律学に関する学術論文とする。

## 4 原稿の分量及び形式

### (1) 原稿の分量

現在の刊行の趣旨に鑑み、1頁当たり36字×32行として、総字数の上限は通常号(奇数号)で25000字、卒論号(偶数号)で30000字とする。

総字数には、本文、図表、注記及び参考文献が含まれ、標題、執筆者名、目次は含めない。図表は、組み上がりで1頁を占める場合は1200字、1/2頁を占める場合は600字、1/4頁を占める場合は300字に換算する。

総字数の上限を厳守すること。投稿者はみずから原稿を検証し、原稿提出時に総字数を申告するものとする。

### (2) 原稿の形式

別に定める執筆要領による。

## 5 応募手続

投稿を希望する者は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、あらかじめ指導教員の承認を得た上で、期日までに法律学科ゼミナール委員会に提出しなければならない。応募用紙の記載事項に不備がある場合は受理しない。

## 6 原稿提出手続

原稿を提出するに当たっては、あらかじめ指導教員から十分な指導と校閲を受けた上で、所定の原稿提出用紙及び公衆送信等利用許諾確認書を添えて、期日までに法律学科ゼミナール委員会に提出しなければならない。

原稿の分量及び形式は、原稿の受理に関する形式的な要件であり、不備のある場合は受理しない。

## 7 執筆者校正

原稿が正式に受理された場合は、慶應義塾大学出版会において掲載に向けた準備が行われる。

受理された原稿は、特段の事情がない限り、取り下げることができない。

執筆者による校正は、原則として、通常号は2回まで、卒論号は1回までとする。校正段階での大幅な修正は認められない。

〔制 定〕 2013年5月1日

〔最終改訂〕 2014年6月1日